

採点基準表

ニセコ町たびいく地域調査等委託業務

審査項目	評価項目	配点	評価基準					採点欄
			特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	
1 提案書	① 事業者の適格性	10	10	8	6	4	2	
	② 提案力	10	10	8	6	4	2	
	③ 業務達成手法の妥当性	10	10	8	6	4	2	
	④ 成果の整理方法	10	10	8	6	4	2	
	⑤ 自由意見	5	5	4	3	2	1	
2 業務の実施体制	① 実施体制	5	右記の方法による					
	② 管理責任者の主な実績	5	右記の方法による					
	③ 担当者の主な実績	5	右記の方法による					
3 業務工程表	① 全体及び個別作業の管理	10	10	8	6	4	2	
4 プレゼンテーション	① 提案の内容を分かりやすく伝えようとしている	5	5	4	3	2	1	
	② 質問内容に具体的な回答をしている	5	5	4	3	2	1	
	③ ニセコ町の現状と課題を的確に認識している	5	5	4	3	2	1	
	④ 受託するに当たって積極的な姿勢が示されている	5	5	4	3	2	1	
5 見積書	① 見積金額の妥当性	10	右記の方法による					
合計点		100						

注：各委員の1事業者当たりの評価項目の合計点は100点満点となります。各委員は事業者毎に各評価項目を評価し採点し、各委員の採点終了後、担当部局で各委員の採点を合計し、事業者毎の総合得点を算出します。

業務の実施体制

- 担当者1人につき1点(3点満点) 連絡調整を行う事務所が後志管内にあれば2点、後志管内以外にあれば1点
 - 管理責任者における実績1件につき1点(5点満点)
 - 担当者における実績1件につき1点(5点満点)
- 見積額の採点（見積額、見積基準額は消費税及び地方消費税を含む金額となります。）
- 適正な価格の審査を行うため、見積基準額5,197,500円(限度額の90%)を設ける。
 - 見積基準額と同額の見積りを行った者は、最高点の10点とする。
 - 事業費限度額を超える金額で見積りを行った者は失格とする。
 - 見積基準額を超える見積りを行った場合
 見積基準額を当該見積額で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、見積額の最高点である10点に当該補正率を乗じて算出(小数点以下2位得点) = (見積基準額 ÷ 見積額) × 10点
 - 見積基準額に満たない見積りを行った場合
 見積基準額を当該見積額で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、当該見積額を見積基準額で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、見積額の最高点である10点に当該補正率を乗じて算出(小数点以下2位未満切捨て)する。
 得点 = (見積額 ÷ 見積基準額) × 10点

《見積額の採点例》

事業費限度額 5,775,000円
 見積基準額 5,197,500円(A)

見積者	見積額(B)	補正率	採点	備考
ア	3,000,000	0.58	5.7	(B)÷(A)
イ	5,000,000	0.96	9.6	同上
ウ	5,500,000	0.98	9.4	(A)÷(B)
エ	5,800,000	失格		

基準額(A)	配点
5,197,500	10
見積額(B)	補正率(A)÷(B)
5,500,000	0.94
	採点
	9.4

→見積もり基準額を超える「ウ」のパターン